

産業廃棄物処分業許可証

住 所 鳥取県西伯郡大山町高橋1406番地
氏 名 株式会社赤松産業
代表取締役 赤松 敬四郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

鳥 取 県 知 事 平 井 伸 治

許可の年月日 平成29年 7月25日
許可の有効年月日 平成34年 7月24日



1. 事業の範囲

	産業廃棄物の種類	中間処理（破碎）
(1)	木くず	○
以上1品目、特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。		

（備考）

・「○」は取り扱うことができるもの、「－」は取り扱うことができないものを示す。

2. 事業の用に供するすべての施設

別紙のとおり

3. 許可の条件

建設工事現場又は解体工事現場内（排出事業場に限る。）に設置する場合は、敷地境界線上での騒音レベルを65デシベル以下とすること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年 9月19日 更新許可

平成30年 2月26日 変更届（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の有無の変更）

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類：木くず又はがれき類の破碎施設（移動式）

設置場所	①鳥取県内における建設工事現場又は解体工事現場内（排出事業場に限る。） ②鳥取県西伯郡大山町殿河内字池ノ峰1060番1	
設置年月日	平成27年11月24日	
処理能力	木くず	720トン／日（90トン／時間×8時間／日）
許可年月日	平成27年11月9日	
許可番号	第201500117713号（変更許可）	
保管施設	木くず	保管容量814m ³ （保管面積300m ² ）

(2) 施設の種類：木くず又はがれき類の破碎施設（移動式）

設置場所	①鳥取県内における建設工事現場又は解体工事現場内（排出事業場に限る。） ②鳥取県日野郡日野町貝原字寄ヶ瀬13番地1	
設置年月日	平成23年5月27日	
処理能力	木くず	415.872トン／日（51.984トン／時間×8時間／日）
許可年月日	平成22年12月27日	
許可番号	第201000150313号（変更許可）	
保管施設	木くず	保管容量315m ³ （保管面積87.5m ² ）

